

# GRI 内容索引

報告書が GRI の報告枠組みに基づいていることを示すため、GRI の “アプリケーション・レベル” システムを通して報告書のレベルを宣言しています。

アプリケーション・レベルは下図の基準によって分類されます。

この報告書のアプリケーション・レベルは「A+」に相当します。

この自己宣言についても KPMG あずさサステナビリティ株式会社の保証の対象となっています。

| 報告書適用レベル |  | C  | C+          | B   | B+          | A   | A+          |
|----------|--|--|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 標準<br>開示 | G3プロフィールの<br>情報開示<br>OUTPUT                | 報告<br>1.1<br>2.1-2.10<br>3.1-3.8, 3.10-3.12<br>4.1-4.4, 4.14-4.15              | 外部保証を受けた報告書 | レベルCの要求項目に以下を<br>加える<br>1.2<br>3.9, 3.13<br>4.5-4.13, 4.16-4.17                           | 外部保証を受けた報告書 | レベルBと同様   | 外部保証を受けた報告書 |
|          | G3マネジメント・<br>アプローチの開示<br>OUTPUT            | 要求項目なし   | 外部保証を受けた報告書 | 各カテゴリの指標に対するマネー<br>ジメント・アプローチの開示  | 外部保証を受けた報告書 | 各カテゴリの指標に対するマネー<br>ジメント・アプローチの開示  | 外部保証を受けた報告書 |
|          | G3と業種別<br>補足文書の<br>パフォーマンス<br>指標<br>OUTPUT | パフォーマンス指標について<br>少なくとも10の報告がある<br>こと。そのうち、社会、経済、<br>環境分野について少なくとも<br>一つ報告があること | 外部保証を受けた報告書 | パフォーマンス指標について少<br>なくとも20の報告があること。その<br>うち、経済、環境、人権、労働、<br>社会、製品責任分野について少<br>なくとも一つ報告があること | 外部保証を受けた報告書 | G3の中核指標及び業種別補足文書*<br>のパフォーマンス指標に対応している<br>こと。重要性の原則を考慮して、<br>a) 指標について報告、または<br>b) 指標の報告の省略の説明があること | 外部保証を受けた報告書 |

※ 本報告書は鉱山・金属補足文書のGRIガイドライン G3対応版を使用

| 項目                 | 指標   | 記載ページ                               |
|--------------------|--|-------------------------------------|
| <b>1 戦略および分析</b>   |  |                                     |
| 1.1                | 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明  | トップメッセージ (2-3)                      |
| 1.2                | 主要な影響、リスクおよび機会の説明  | トップメッセージ (2-3)<br>リスクマネジメント (79-80) |
| <b>2 組織のプロフィール</b> |  |                                     |
| 2.1                | 組織の名称  | 事業概要 (8-9)                          |
| 2.2                | 主要なブランド、製品および/またはサービス  | 事業概要 (8-9)                          |
| 2.3                | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造   | 事業概要 (8-9)                          |
| 2.4                | 組織の本社の所在地  | 事業概要 (8)                            |
| 2.5                | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名  | 事業概要 (9)                            |
| 2.6                | 所有形態の性質および法的形式   | 事業概要 (8-9)                          |
| 2.7                | 参入市場 (地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む)   | 事業概要 (8-9)                          |
| 2.8                | 以下の項目を含む報告組織の規模<br>・従業員数<br>・純売上高 (民間組織について) あるいは純収入 (公的組織について)<br>・負債および株主資本に区分した総資本 (民間組織について)<br>・提供する製品またはサービスの量   | ステークホルダーとの経済的関係 (74-75)             |
| 2.9                | 以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更<br>・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更<br>・株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務 (民間組織の場合) | 該当なし                                |
| 2.10               | 報告期間中の受賞歴  | 社会からの主な表彰実績 (6)                     |
| <b>3 報告要素</b>      |  |                                     |
| 報告書のプロフィール         |  |                                     |
| 3.1                | 提供する情報の報告期間 (会計年度/暦年など)  | 対象期間 (1)                            |
| 3.2                | 前回の報告書発行日 (該当する場合)   | 発行年月 (1)                            |
| 3.3                | 報告サイクル (年次、半年ごとなど)   | 発行年月 (1)                            |
| 3.4                | 報告書またはその内容に関する質問の窓口  | お問い合わせ先 (1)                         |

| 項目                          | 指標   | 記載ページ   |
|-----------------------------|--|---|
| <b>報告書のスコープおよびバウンダリー</b>    |  |   |
| 3.5                         | 以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス<br>・重要性の判断<br>・報告書内およびテーマの優先順位付け<br>・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定  | 当社が考えるステークホルダー (7)  |
| 3.6                         | 報告書のバウンダリー (国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー (供給者) など)   | 対象範囲 (1)  |
| 3.7                         | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する   | 対象範囲 (1)  |
| 3.8                         | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由  | 対象範囲 (1)  |
| 3.9                         | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤   | 地球温暖化抑制への取り組み (33-34)   |
| 3.10                        | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由 (合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)   | 地球温暖化抑制への取り組み (33-34)   |
| 3.11                        | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更   | 対象範囲 (1)  |
| <b>GRI 内容索引</b>             |  |   |
| 3.12                        | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表   | 本表  |
| <b>保証</b>                   |  |   |
| 3.13                        | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する  | 第三者保証報告書 (82)   |
| <b>4 ガバナンス、コミットメントおよび参画</b> |  |   |
| <b>ガバナンス</b>                |  |   |
| 4.1                         | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造 (ガバナンスの構造)  | コーポレート・ガバナンス (76-77)  |
| 4.2                         | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す (兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)  | コーポレート・ガバナンス (76-77)  |
| 4.3                         | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する  | コーポレート・ガバナンス (76-77)  |
| 4.4                         | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム  | 従業員との関わり (66)<br>株主・投資家との関わり (67)<br>コーポレート・ガバナンス (76-77)       |
| 4.5                         | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬 (退任の取り決めを含む) と組織のパフォーマンス (社会的および環境的パフォーマンスを含む) との関係  | コーポレート・ガバナンス (76-77)  |
| 4.6                         | 最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス  | コーポレート・ガバナンス (76-77)  |
| 4.7                         | 経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス   | コーポレート・ガバナンス (77)   |
| 4.8                         | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション (使命) およびバリュー (価値) についての声明、行動規範および原則   | 持続可能な社会に向けての理念 (4)  |
| 4.9                         | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む  | CSR 活動推進体制 (6)<br>社会との関わり (42-48)                               |
| 4.10                        | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス  | CSR 活動推進体制 (6)  |
| <b>外部のイニシアティブへのコミットメント</b>  |  |   |
| 4.11                        | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明   | 地球温暖化抑制への取り組み (32-34)<br>生物多様性への配慮 (35-37)<br>リスクマネジメント (79-80) |
| 4.12                        | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ   | 社会との関わり (45, 48-49)<br>人権に関する取り組み (59)<br>取引先との関わり (71)         |
| 4.13                        | 組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの) 団体および/または国内外の提言機関における会員資格<br>・統治機関内に役職を持っている<br>・プロジェクトまたは委員会に参加している<br>・通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている<br>・会員資格を戦略的なものとして捉えている | 社会との関わり (45)  |
| <b>ステークホルダー参画</b>           |  |   |
| 4.14                        | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト   | 当社が考えるステークホルダー (7)  |
| 4.15                        | 参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準   | 当社が考えるステークホルダー (7)  |

| 項目   | 指標   | 記載ページ   |
|------|--|---|
| 4.16 | 種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ                      | 当社が考えるステークホルダー (7) 従業員との関わり (66)<br>株主・投資家との関わり (67)<br>お客様との関わり (68-69)<br>取引先との関わり (70-71)<br>その他のステークホルダーとのコミュニケーション事例 (72)  |
| 4.17 | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか | 当社が考えるステークホルダー (7)<br>ステークホルダーからのご意見と対応 (17)<br>重点6分野の取り組み(地域貢献・社会貢献) (40-41)<br>人権に関する取り組み (58-59)<br>重点6分野の取り組み(ステークホルダーとのコミュニケーション) (64-65)<br>従業員との関わり (66)<br>株主・投資家との関わり (67)<br>お客様との関わり (68-69)<br>取引先との関わり (70-71) |

## 5 マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標

| 経済            |    |   |   |
|---------------|----|---|---|
|               |    | マネジメント・アプローチ  | 社会との関わり (42-48)<br>ステークホルダーとの経済的関係 (74-75)                                      |
| 側面：経済的パフォーマンス |    |   |   |
| EC1           | 中核 | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値     | 社会との関わり (48)<br>ステークホルダーとの経済的関係 (74-75)   |
| EC2           | 中核 | 気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会   | リスクマネジメント (79)  |
| EC3           | 中核 | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲   | ステークホルダーとの経済的関係 (75)  |
| EC4           | 中核 | 政府から受けた相当の財務的支援   | ステークホルダーとの経済的関係 (75)  |
| 側面：市場での存在感    |    |   |   |
| EC5           | 追加 | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅   | —   |
| EC6           | 中核 | 主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合  | 取引先との関わり (70)<br>社会との関わり (42)   |
| EC7           | 中核 | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合と、(現地のコミュニティの) 全従業員における割合                  | 従業員の多様性に関する取り組み (54)  |
| 側面：間接的な経済的影響  |    |   |   |
| EC8           | 中核 | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響                          | 重点6分野の取り組み(地域貢献・社会貢献) (40)<br>社会との関わり (42-43)                                   |
| EC9           | 追加 | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述  | —   |
| 環境            |    |   |   |
|               |    | マネジメント・アプローチ  | 重点6分野の取り組み(資源の有効活用) (18-19)<br>重点6分野の取り組み(環境保全) (24-25)<br>環境経営推進への取り組み (26-27) |
| 側面：原材料        |    |   |   |
| EN1           | 中核 | 使用原材料の重量または量  | 資源有効活用の取り組み (22)<br>事業活動におけるマテリアルフロー (28)                                       |
| EN2           | 中核 | リサイクル由来の使用原材料の割合  | 資源有効活用の取り組み (22)<br>事業活動におけるマテリアルフロー (28)                                       |
| 側面：エネルギー      |    |   |   |
| EN3           | 中核 | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量  | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)   |
| EN4           | 中核 | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量  | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)   |
| EN5           | 追加 | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量  | 地球温暖化抑制への取り組み (32-34)   |
| EN6           | 追加 | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量 | 重点6分野の取り組み(環境保全) (24-25)<br>環境低負荷製品への取り組み (38)                                  |
| EN7           | 追加 | 間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量  | —   |
| 側面：水          |    |   |   |
| EN8           | 中核 | 水源からの総取水量   | 資源有効活用の取り組み (23)<br>事業活動におけるマテリアルフロー (28)                                       |
| EN9           | 追加 | 取水によって著しい影響を受ける水源   | —   |
| EN10          | 追加 | 水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合  | —   |

| 項目                               |    | 指標  | 記載ページ   |
|----------------------------------|----|---|---|
| <b>側面：生物多様性</b>                  |    |   |   |
| EN11                             | 中核 | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積                        | 生物多様性への配慮 (35)  |
| EN12                             | 中核 | 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明                                 | 生物多様性への配慮 (35-37)<br>社会との関わり (42)   |
| EN13                             | 追加 | 保護または復元されている生息地   | 該当なし  |
| EN14                             | 追加 | 生物多様性への影響を管理マネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画   | 生物多様性への配慮 (35-37)   |
| EN15                             | 追加 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息する IUCN (国際自然保護連合) のレッドリスト種 (絶滅危惧種) および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する | 生物多様性への配慮 (37)  |
| MM1                              |    | (所有あるいは賃借し、生産活動または採掘のために管理している土地で) 開発または原状回復した土地の面積   | 生物多様性への配慮 (35,37)   |
| MM2                              |    | 所定の基準に基づき生物多様性管理計画が必要であると確認された事業地の数および割合、ならびに管理計画が導入されている事業地の数 (および割合)                      | 生物多様性への配慮 (35)  |
| <b>側面：排出物、廃水および廃棄物</b>           |    |   |   |
| EN16                             | 中核 | 重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量   | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)<br>地球温暖化抑制への取り組み (32-34)                                      |
| EN17                             | 中核 | 重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量  | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)<br>地球温暖化抑制への取り組み (32-34)                                      |
| EN18                             | 追加 | 温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量  | 地球温暖化抑制への取り組み (32-34)   |
| EN19                             | 中核 | 重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量   | 環境負荷低減への取り組み (30)   |
| EN20                             | 中核 | 種類別および重量で表記する NOx、SOx およびその他の著しい影響を及ぼす排気物質  | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)<br>環境負荷低減への取り組み (29-31)                                       |
| EN21                             | 中核 | 水質および放出先ごとの総排水量   | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)<br>環境負荷低減への取り組み (30)  |
| EN22                             | 中核 | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量   | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)   |
| EN23                             | 中核 | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量   | 環境負荷低減への取り組み (29)   |
| EN24                             | 追加 | バーゼル条約付属文書 I、II、III および VIII の下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合               | —   |
| EN25                             | 追加 | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する                          | —   |
| MM3                              |    | 表土、捨石、尾鉱、スラッジの総排出量およびその関連リスク  | 事業活動におけるマテリアルフロー (28)<br>環境負荷低減への取り組み (29)  |
| <b>側面：製品およびサービス</b>              |    |   |   |
| EN26                             | 中核 | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度   | 重点 6 分野の取り組み (環境保全) (24-25)<br>環境低負荷製品への取り組み (38-39)                                |
| EN27                             | 中核 | カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合   | 資源有効活用の取り組み (22)  |
| <b>側面：遵守</b>                     |    |   |   |
| EN28                             | 中核 | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数   | コンプライアンス (78)   |
| <b>側面：輸送</b>                     |    |   |   |
| EN29                             | 追加 | 組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響  | —   |
| <b>側面：総合</b>                     |    |   |   |
| EN30                             | 追加 | 種類別の環境保護目的の総支出および投資   | —   |
| <b>労働慣行とディーセント・ワーク (公正な労働条件)</b> |    |   |   |
|                                  |    | マネジメント・アプローチ  | 重点 6 分野の取り組み (人権・人材の尊重) (50-51)<br>重点 6 分野の取り組み (安全・衛生の確保) (60-61)<br>従業員との関わり (66) |
| <b>側面：雇用</b>                     |    |   |   |
| LA1                              | 中核 | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力   | 従業員の多様性に関する取り組み (54)  |
| LA2                              | 中核 | 従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳  | 従業員の多様性に関する取り組み (55)  |
| LA3                              | 追加 | 主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利   | —   |

| 項目                  |    | 指標   | 記載ページ   |
|---------------------|----|--|---|
| <b>側面：労使関係</b>      |    |  |   |
| LA4                 | 中核 | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合   | 従業員との関わり (66)   |
| LA5                 | 中核 | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間  | 従業員との関わり (66)   |
| MM4                 |    | 1週間を超えるストライキおよび事業所閉鎖の発生回数を国別に記載  | 従業員との関わり (66)   |
| <b>側面：労働安全衛生</b>    |    |  |   |
| LA6                 | 追加 | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合                       | 従業員との関わり (66)   |
| LA7                 | 中核 | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数   | 労働安全衛生 (63)   |
| LA8                 | 中核 | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム | 労働安全衛生 (62-63)  |
| LA9                 | 追加 | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ  | —   |
| <b>側面：研修および教育</b>   |    |  |   |
| LA10                | 中核 | 従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間  | 人材開発に関する取り組み (56)   |
| LA11                | 追加 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム                           | 従業員の多様性に関する取り組み (53)<br>人材開発における取り組み (56)                             |
| LA12                | 追加 | 定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合  | —   |
| <b>側面：多様性と機会均等</b>  |    |  |   |
| LA13                | 中核 | 性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳             | 従業員の多様性に関する取り組み (54)  |
| LA14                | 中核 | 従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比   | 従業員の多様性に関する取り組み (52)  |
| <b>人権</b>           |    |  |   |
|                     |    | マネジメント・アプローチ   | 重点6分野の取り組み（人権・人材の尊重）(50-51)<br>人権に関する取り組み (58-59)<br>取引先との関わり (70-71) |
| <b>側面：投資および調達慣行</b> |    |  |   |
| HR1                 | 中核 | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数                                   | 人権に関する取り組み (59)   |
| HR2                 | 中核 | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者の割合と取られた措置                                 | 取引先との関わり (70)   |
| HR3                 | 追加 | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権の側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間                         | 人権に関する取り組み (58)   |
| <b>側面：無差別</b>       |    |  |   |
| HR4                 | 中核 | 差別事例の総件数と取られた措置  | 人権に関する取り組み (58)   |
| <b>側面：結社の自由</b>     |    |  |   |
| HR5                 | 中核 | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置                | 従業員との関わり (66)   |
| <b>側面：児童労働</b>      |    |  |   |
| HR6                 | 中核 | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策                              | 人権に関する取り組み (58)<br>取引先との関わり (70-71)                                   |
| <b>側面：強制労働</b>      |    |  |   |
| HR7                 | 中核 | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策                              | 人権に関する取り組み (58)<br>取引先との関わり (70-71)                                   |
| <b>側面：保安慣行</b>      |    |  |   |
| HR8                 | 追加 | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合                                    | —   |
| <b>側面：先住民の権利</b>    |    |  |   |
| HR9                 | 追加 | 先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置   | —   |
| MM5                 |    | 先住民の土地またはその隣接地域で進めている事業の総数、ならびに先住民のコミュニティと正式な合意を結んでいる事業または事業地の数および割合         | 社会との関わり (43)  |
| <b>社会</b>           |    |  |   |
|                     |    | マネジメント・アプローチ   | 重点6分野の取り組み（地域貢献・社会貢献）(40-41)<br>社会との関わり (42)<br>コンプライアンス (78)         |

| 項目                          |    | 指標   | 記載ページ  |
|-----------------------------|----|--|--|
| <b>側面：コミュニティ</b>            |    |  |  |
| SO1                         | 中核 | 参入、事業運営および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性                      | 社会との関わり (42)   |
| MM6                         |    | 土地使用ならびに地域住民および先住民の慣習上の権利に関する重大な紛争の発生数、およびその説明   | 社会との関わり (43)   |
| MM7                         |    | 土地使用ならびに地域住民および先住民の慣習上の権利に関する紛争の解決のために使用された苦情処理メカニズムがどの程度用いられたか、およびその結果                  | 社会との関わり (43-44)  |
| <b>側面：不正行為</b>              |    |  |  |
| SO2                         | 中核 | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数  | リスクマネジメント (79)   |
| SO3                         | 中核 | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合  | コンプライアンス (78)  |
| SO4                         | 中核 | 不正行為事例に対応して取られた措置  | コンプライアンス (78)  |
| <b>側面：公共政策</b>              |    |  |  |
| SO5                         | 中核 | 公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動   | 社会との関わり (45)   |
| SO6                         | 追加 | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額   | —  |
| <b>側面：反競争的な行動</b>           |    |  |  |
| SO7                         | 追加 | 反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果  | コンプライアンス (78)  |
| <b>側面：遵守</b>                |    |  |  |
| SO8                         | 中核 | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数  | コンプライアンス (78)  |
| <b>側面：再定住</b>               |    |  |  |
| MM8                         |    | 事業地内またはその隣接地域で小規模鉱山採掘 (ASM) を実施している事業地の数 (および割合)；その関連リスク、ならびにそれらのリスクを管理・軽減するための措置        | 人権に関する取り組み (59)  |
| MM9                         |    | 再定住が行われた事業地、事業地ごとの世帯数、ならびに再定住プロセスによって生じた生活への影響   | 人権に関する取り組み (59)  |
| <b>側面：事業場閉鎖計画</b>           |    |  |  |
| MM10                        |    | 閉鎖計画のある事業場の数および割合  | 社会との関わり (42-43)  |
| <b>製品責任</b>                 |    |  |  |
|                             |    | マネジメント・アプローチ   | お客様との関わり (68-69)   |
| <b>側面：顧客の安全衛生</b>           |    |  |  |
| PR1                         | 中核 | 製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合 | お客様との関わり (68-69)   |
| PR2                         | 追加 | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載   | お客様との関わり (69)<br>コンプライアンス (78)   |
| <b>側面：製品およびサービスのラベリング</b>   |    |  |  |
| PR3                         | 中核 | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合                            | お客様との関わり (69)  |
| PR4                         | 追加 | 製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                                      | お客様との関わり (69)  |
| PR5                         | 追加 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行   | —  |
| <b>側面：マーケティング・コミュニケーション</b> |    |  |  |
| PR6                         | 中核 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム                             | お客様との関わり (69)  |
| PR7                         | 追加 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                            | お客様との関わり (69)  |
| <b>側面：顧客のプライバシー</b>         |    |  |  |
| PR8                         | 追加 | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数   | —  |
| <b>側面：遵守</b>                |    |  |  |
| PR9                         | 中核 | 製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額  | お客様との関わり (69)  |
| <b>側面：原材料に対するステューワードシップ</b> |    |  |  |
| MM11                        |    | 原材料に対するステューワードシップに関するプログラムとその進捗  | 重点6分野の取り組み (資源の有効活用) (18-19)<br>環境低負荷製品への取り組み (38-39)<br>お客様との関わり (68) |